



▼ 所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- 給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- 給与所得のある人で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える人
- 2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える人
- 年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人 など

申告相談に必要なもの（主なもの）

- **マイナンバーカード**  
※ 持っていない人は、通知カードと運転免許証または保険証などの本人確認書類を持参してください。  
※ 扶養親族、事業専従者のマイナンバーが分かるものを持参してください。
- 給与や公的年金などの源泉徴収票  
※ 令和5年の収入分の全てをご用意ください。
- **収支内訳書（事業所得（農業など）や不動産所得がある人）**  
※ 必ず記載してから確定申告をしてください。
- **医療費控除の明細書（医療費控除を受ける人）**  
※ 医療費控除を受けるには、人ごとかつ医療機関ごとに金額を集計した明細書が必要です。必ず事前に整理し、金額を記載したものを持参してください。
- 社会保険料（国民年金保険料など）や生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 介護保険による障害者控除対象者認定書（該当する人）
- 寄附金受領証明書（寄附金控除を受ける人）
- 申告者本人の金融機関の口座番号（所得税の還付申告をする人）

税務署からのお知らせ

◆ 確定申告相談会場ではスマートフォンによる申告書作成指導を行っています！

三国税務署では、2月16日（金）から3月15日（金）までの平日に確定申告会場を開設し、スマートフォンで「マイナンバーカード」を使用した、申告書作成指導を行います。お越しの際は、①利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）、②署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16文字）を確認の上、持参ください。

確定申告会場への入場の際は「入場整理券」が必要です。国税庁のLINEアカウントでのオンライン事前発行を行います。会場では、当日分を配付しますが、配付枚数には限りがあります。



▲ LINE アカウント

◆ 申告相談は国税庁ホームページまたはお電話で！

1月15日（月）から3月15日（金）の期間中、「確定申告コールセンター」で、所得税や復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。三国税務署に電話（☎81-3211）し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページ「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力していただければ、AIを活用した「税務署員ふたば」がお答えします。

◆ 「<sup>イータックス</sup>ご自宅から e-Tax」をご利用ください！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力するだけで、所得税や消費税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書などが作成できます。

◆ スマホで確定申告

自宅などからスマホでの申告が便利です。作成した申告書などのデータについては「マイナンバーカード」もしくは「税務署発行のID・パスワード」をお持ちの人は、そのまま e-Tax を利用して税務署に申告することができます。なお、ご自宅のプリンターで印刷後、郵送での提出も可能です。



▲ スマホでの申告はこちらから

問合せ 三国税務署 ☎ 81-3211（自動音声案内）

所得税と市・県民税の申告は

**3月15日（金）**までに行いましょう！

令和5年分の所得税と市・県民税の申告相談は、2月16日（金）から3月15日（金）までです。（土・日・祝日は除く）期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに申告してください。

問合せ 税務課 市民税G ☎ 73-8011

【相談会場】

会場	受付期間	申告内容
三国税務署	2月16日（金）～3月15日（金）（平日のみ）	確定申告
福井税務署（閉庁日対応会場）	2月25日（日）	
あわら市役所 1階 会議室	2月16日（金）～3月15日（金）（平日のみ） 午前の部 9時～（受け付けは11時30分まで） 午後の部 13時～（受け付けは16時まで）	市・県民税申告 確定申告 ※ 内容によって、三国税務署での申告をお願いする場合があります。

【市役所会場 地区別相談日程】

混雑緩和のため、次の日程に合わせて申告するようご協力ください。

とき	対象地区
2月16日（金）	轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番
19日（月）	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日・下八日
20日（火）	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
21日（水）	坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越
22日（木）	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・新みどり・東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々・吉崎地区
26日（月）	国影・井江霞・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
27日（火）	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
28日（水）	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口
29日（木）	北潟東・北潟西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
3月1日（金）	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
4日（月）	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
5日（火）	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
6日（水）	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
7日（木）	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
8日（金）	全地区
15日（金）	

▼ 税務署での申告が必要な人

以下に該当する人は、市役所の会場では相談に応じられません。税務署で確定申告をしてください。

- 青色申告の人
- 雑損控除を受ける人
- 給与収入 2,000 万円以上の人
- 住宅ローン控除（初年度）の申告がある人
- 土地や建物、株式などを売却された所得（譲渡所得）がある人

▼ 市・県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
- 控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人